

千葉県報

定例
令和6年3月29日

主要目次

告示	地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	一
〇	千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	一
〇	第三期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の公表	二
〇	都市計画道路事業の認可(二件)	二
〇	都市計画道路事業の事業計画の変更認可(八件)	二
〇	道路区域の変更(六件)	四
〇	道路の供用開始(三件)	七
〇	自動車専用道路の指定	八
〇	自動車専用道路の指定の解除	八
〇	急傾斜地崩壊危険区域の指定	八
〇	土砂災害警戒区域の指定(五件)	九
〇	土砂災害特別警戒区域の指定(五件)	一六
〇	土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除	一六
〇	土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除	二四
〇	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	二四
〇	都市公園区域の変更	二四
〇	都市計画公園事業の認可	二五
〇	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(十七件)	二五
〇	建築基準法第八十六条第二項の規定に係る同条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所	三〇
〇	教育委員会告示	三〇
〇	千葉県指定有形文化財の指定	三〇
〇	千葉県登録有形文化財の登録	三〇
〇	千葉県登録無形民俗文化財の登録	三〇
〇	教育委員会教育長告示	三一
〇	千葉県指定有形文化財の指定の解除	三一
〇	選挙管理委員会告示	三一
〇	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	三一
〇	公安委員会告示	三一

公告

〇	警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	三二
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)	三四
〇	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	三六
〇	都市計画高度利用地区の関係図書の縦覧	三六
〇	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	三六
〇	土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所	三六
〇	都市計画第一種市街地再開発事業の関係図書の縦覧	三七
〇	教育委員会教育長公告	三七
〇	公立学校教員採用候補者選考の実施	三七
〇	監査委員公告	三八
〇	監査の結果に係る措置の内容の公表	三八
〇	包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表	三八
〇	包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表	三八
〇	特定調達公告	三八
〇	入札公告	三八
〇	落札者等の公告	三九

告示

千葉県告示第二百四号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づくものの項に規定する一般旅券の発給手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。
令和六年三月二十九日

名	称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社NTTデー	東京都区豊洲三丁目三番三号	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	令和六年三月十五日	

千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百五号

千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱(昭和五十二年千葉県告示第六百五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三補助対象経費の項事務手数料の欄を次のように改める。

市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち知事が千葉県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金とそれぞれ協議して定める審査支払手数料及び審査手数料の額の合計額

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、令和五年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

千葉県告示第二百六号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、第三期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を別冊のとおり定めた。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画道路事業三・三・二二号大膳野町誉田町線

三 事業施行期間

令和六年三月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 千葉市緑区誉田町一丁目地内

使用の部分 なし

千葉県告示第二百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画道路事業三・四・二九号千葉寺町赤井町線

千葉都市計画道路事業三・四・一三〇号加曾利町大森町線

三 事業施行期間

令和六年三月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 千葉市中央区仁戸名町地内

使用の部分 なし

千葉県告示第二百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画道路事業三・四・三〇号南町宮崎町線

三 事業施行期間

平成六年十一月二十九日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

<p>収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>令和六年三月二十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>千葉県告示第二百十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p>	<p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画道路事業三・三・七号南本町馬込町線</p> <p>三 事業施行期間 平成二十四年三月二十七日から令和十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p>千葉県告示第二百十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p>	<p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画道路事業三・四・二〇号印内習志野台線</p> <p>三 事業施行期間 平成二十四年十二月四日から令和十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p>千葉県告示第二百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、館山都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p>	<p>令和六年三月二十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>千葉県告示第二百十三号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、松戸都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p>	<p>一 施行者の名称 松戸市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 松戸都市計画道路事業三・三・七号横須賀紙敷線</p> <p>三 事業施行期間 平成三十年三月二十七日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 松戸市紙敷字西金楠台及び字東金楠台地内</p>
<p>千葉県告示第二百十四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p>	<p>一 施行者の名称 野田市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 野田都市計画道路事業三・四・二八号愛宕西駅前線</p>

<p>四 事業地 収用の部分 変更なし</p>	<p>三 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>千葉県告示第二百十五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p>	<p>千葉県告示第二百十六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、我孫子都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p>
<p>一 施行者の名称 我孫子市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 我孫子都市計画道路事業三・四・九号下ヶ戸・中里線 我孫子都市計画道路事業三・四・一〇号青山・日秀線 事業施行期間 平成三十年三月二十七日から令和十二年三月三十一日まで</p>	<p>一 施行者の名称 茂原市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 茂原都市計画道路事業三・四・一〇号小林浜町線 茂原都市計画道路事業三・五・一七号高師高師野線 事業施行期間 平成六年二月十八日から令和十一年三月三十一日まで</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

<p>千葉県告示第二百十七号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。 令和六年三月二十九日</p>	<p>千葉県告示第二百十八号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。 令和六年三月二十九日</p>																								
<p>使用の部分 なし</p>	<p>使用の部分 なし</p>																								
<p>一 道路の種類 一般国道 二 路線名 十四号 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長</p> <table border="1"> <tr> <th>区間</th> <th>変更の前後別</th> <th>敷地の幅員</th> <th>延長</th> </tr> <tr> <td>船橋市宮本四丁目二四三番</td> <td>前</td> <td>一六・七七メートルから二一・八三メートルまで</td> <td>九一・五一メートル</td> </tr> <tr> <td>二地先から宮本八丁目二四七番一地先まで</td> <td>後</td> <td>一六・七七メートルから二五・九五メートルまで</td> <td>九一・五一メートル</td> </tr> </table>	区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	船橋市宮本四丁目二四三番	前	一六・七七メートルから二一・八三メートルまで	九一・五一メートル	二地先から宮本八丁目二四七番一地先まで	後	一六・七七メートルから二五・九五メートルまで	九一・五一メートル	<p>一 道路の種類 県道 二 路線名 茂原停車場線 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長</p> <table border="1"> <tr> <th>区間</th> <th>変更の前後別</th> <th>敷地の幅員</th> <th>延長</th> </tr> <tr> <td>茂原市六ツ野字高師野二、七九九番四地先から高師字</td> <td>前</td> <td>九・三六メートルから一〇・八四メートルまで</td> <td>二一・七二メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td>九・三六メートルから一六・八〇メートルまで</td> <td>二一・七二メートル</td> </tr> </table>	区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	茂原市六ツ野字高師野二、七九九番四地先から高師字	前	九・三六メートルから一〇・八四メートルまで	二一・七二メートル		後	九・三六メートルから一六・八〇メートルまで	二一・七二メートル
区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長																						
船橋市宮本四丁目二四三番	前	一六・七七メートルから二一・八三メートルまで	九一・五一メートル																						
二地先から宮本八丁目二四七番一地先まで	後	一六・七七メートルから二五・九五メートルまで	九一・五一メートル																						
区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長																						
茂原市六ツ野字高師野二、七九九番四地先から高師字	前	九・三六メートルから一〇・八四メートルまで	二一・七二メートル																						
	後	九・三六メートルから一六・八〇メートルまで	二一・七二メートル																						
<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>																								

地先まで 八千代市堀の 内七八九番一 地先から印西 市吉田字西田 三、一三一番 地先まで	D	一四・八八メートルから 三三・六四メートルまで	一八九・七五メー トル
--	---	----------------------------	----------------

千葉県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴨川保田線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
鴨川市太田学 字力石一二四 番一地从先 坂東字力石五 〇三番一地从 先まで	後	一〇・〇〇メートルから 一三・四七メートルまで 一〇・〇〇メートルから 一四・三七メートルまで	七一・一〇メートル
鴨川市坂東字 力石四九三番 一地从先から 代ノ前四六六 番一地从先まで	前	八・四三メートルから 一〇・七五メートルまで 一〇・七五メートルから 一二・二〇メートルまで	四一・三七メートル
鴨川市坂東字 代ノ前四六五 番一地从先から 四六五番一地从 先まで	後	九・七〇メートルから 九・九三メートルまで 一一・七〇メートルから 一三・〇二メートルまで	一三・七四メートル

千葉県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匝土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八日市場栄線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
匝瑳市高野字 内大道八九八 番地先から字 上の谷八四七 番地先まで	前	一一・〇五メートルから 一三・四八メートルまで 一一・八五メートルから 二七・二〇メートルまで	二一六・七三メー トル 二一六・七三メー トル	二一 六・七三 メートル は、一般 国道百二 十六号と 重用とな る。

千葉県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課、海匝土木事務所及び山武土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十六号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
匝瑳市八日市	前A	一〇・一〇メートルから	四、七三一・三四	A、B

場イ字大塚七 二四番一地先 から山武郡横 芝光町宮川字 辺田前六、〇 六九番一地先 まで 匝瑳市八日市 場イ字大塚七 二四番一地先 から山武郡横 芝光町宮川字 辺田前六、〇 六九番一地先 まで 匝瑳市八日市 場イ字大塚七 二四番一地先 から山武郡横 芝光町宮川字 辺田前六、〇 六九番一地先 まで 先まで	後A + C ・	一〇・一〇メートルから 四三・三〇メートルまで 四、七三一・三四 メートル	四三・三〇メートルまで メートル	及びC は、関係 図面に表 示する敷 地の区分 をいう。
山武郡横芝光 町宮川字菅札 一一、九九一 番四地先から 芝崎南字稲荷 穴七一番一 地先まで 先まで	B ・	一〇・三〇メートルから 八九・七四メートルまで 一、四〇六・〇七 メートル	三、三六三・四二 メートル	
菅札一一、九 九一番四地先 まで 山武郡横芝光 町宮川字菅札 一一、九九一 番四地先から 芝崎南字稲荷 穴七一番一 地先まで 先まで	C +	二一・七〇メートルから 七五・四五メートルまで 三、三六三・四二 メートル	四三・三〇メートルまで メートル	

菅札一一、九 九一番四地先 まで 山武郡横芝光 町宮川字菅札 一一、九九一 番四地先から 芝崎南字稲荷 穴七一番一 地先まで 先まで	B	一〇・三〇メートルから 八五・三〇メートルまで メートル	一、四〇六・〇七 メートル
--	---	------------------------------------	------------------

千葉県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月三十日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用の開始の区間
県道茂原停車場線	茂原市六ツ野字高師野二、七九九番四地先から高師字下モ田七〇七番七地先まで

千葉県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月三十一日午後三時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課、海匝土木事務所及び山武土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用の開始の区間
一般国道百二十六号	匝瑳市横須賀字上ノ谷三七一番一地先から山武郡横芝光町芝崎字沖ノ内一、三四五番一地先まで

千葉県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月三

十日から次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

路線名	一般国道百二十八号	供用開始の区間	大網白里市佛島字大道九六番四地先から大網字七島四八三番三地先まで
-----	-----------	---------	----------------------------------

千葉県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一	道路の種類	一般国道
二	路線名	百二十六号
三	指定する道路の部分	山武郡横芝光町芝崎字砂崎 一、九四三番一地先から一、九四三番一地先まで
四	指定期日	令和六年三月三十日

千葉県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路の指定を解除する。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和六年三月二十九日から三週間、縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十六号
- 三 指定を解除する道路の部分

区間	山武郡横芝光町芝崎南字稻荷穴七一番一地先から芝崎字砂崎一、九四三番一地先まで	敷地の幅員	〇メートルから二八・四五メートルまで	延長	一四・〇〇メートル
----	--	-------	--------------------	----	-----------

四 指定を解除する期日 令和六年三月三十一日

千葉県告示第二百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
 その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所において縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

椎名崎町二急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第二二号までを順次結んだ線及び標柱第二二号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。
 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地名
一	千葉市緑区	椎名崎町	五八番
二	〃	〃	一九〇番
三	〃	〃	一八〇番
四	〃	〃	一八〇番地先の道路敷
五	〃	〃	一七七番
六	〃	〃	一七七番
七	〃	〃	一七七番
八	〃	〃	一六五番地先の道路敷
九	〃	〃	一六四番
〇	〃	〃	一六四番
一	〃	〃	一六四番
二	〃	〃	六九番二
三	〃	〃	六九番二
四	〃	〃	六九番二
五	〃	〃	六九番二
六	〃	〃	七〇番三

一七	〃	七〇番三
一八	〃	六八番
一九	〃	六八番
二〇	〃	五七番
二一	〃	五八番
二二	〃	五八番

千葉県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十五年千葉県告示第二十一号（土砂災害警戒区域の指定）、令和二年千葉県告示第六百七十五号（土砂災害警戒区域の指定）及び令和三年千葉県告示第三百十六号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎町二	千葉市中央区宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曽利町六	千葉市若葉区加曽利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
誉田町	千葉市緑区誉田町三丁目及び市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
富岡町三	千葉市緑区富岡町及びおゆみ野南四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）
二 指定の解除に係る区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

宮崎町二	千葉市中央区宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曽利町六	千葉市若葉区加曽利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
誉田町	千葉市緑区誉田町三丁目及び市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
富岡町三	千葉市緑区富岡町及びおゆみ野南四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲荷台一	佐倉市稲荷台四丁目、臼井台及び稲荷台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲荷台二	佐倉市稲荷台四丁目及び臼井台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
臼井一六	佐倉市臼井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
臼井一七	佐倉市臼井及び稲荷台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
臼井九	佐倉市臼井台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
臼井一〇	佐倉市臼井台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
臼井一一	佐倉市臼井台及び臼井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

角来七	角来六	角来五	岩名一五	岩名一四	岩名一三	岩名一二	岩名一一	江原台二	江原台一	下根五	白井田一九	白井田一八	白井田一七	白井田一六	白井田一五	白井田一二
佐倉市角来及び江原の区域のうち、 に示す区域	佐倉市角来の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市角来、江原、白井田及び白井の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市岩名及び飯野の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市岩名及び宮前二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市岩名及び宮前一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市江原台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市江原台二丁目及び角来の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市下根及び下根町の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市白井田の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市白井田の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市白井田の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市白井田、江原台二丁目及び角来の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市白井田、染井野二丁目及び白井の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市白井台及び稻荷台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

別所一	物木五	小林二六	小林二五	小林二四	小林二三	笠神一二	笠神一一	笠神一〇	飯野町三	萩山新田六	土浮一〇	土浮九	山崎六	山崎五	山崎四	飯野八
次図面に示す区域	印西市物木及び小林大門下三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	印西市小林及び小林浅間二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市小林及び小林浅間三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市笠神の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市笠神の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市笠神の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市飯野町及び土浮の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市萩山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市土浮の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市土浮の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市山崎の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市山崎の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市山崎の区域のうち、次の図面に示す区域	佐倉市飯野の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中根二三	中根二二	中根二一	中根二〇	竹袋一九	竹袋一八	竹袋一七	竹袋一六	竹袋一五	竹袋一四	竹袋一三	竹袋一二	竹袋一一	竹袋一〇	竹袋九	竹袋八	竹袋七	別所二
印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市別所の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
須賀八	酒直一三	酒直一二	酒直一一	酒直一〇	酒直九	酒直八	安食台三	安食台二	安食一七	安食一六	安食一五	安食一四	安食一三	安食一二	安食一一	中根二四	
印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直及び酒直台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食台五丁目及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食及び安食台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

須賀九	図面に示す区域 印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北一	図面に示す区域 印旛郡栄町北の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田一六	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田一七	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田一八	東金市山田及び季美の森東一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田一九	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二〇	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二一	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二二	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二三	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二四	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二五	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

山田二六	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二七	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二八	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田二九	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田三〇	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山田三一	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
季美の森東一	東金市季美の森東二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝一	東金市滝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝二	東金市滝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝三	東金市滝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丹尾八	東金市丹尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丹尾九	東金市丹尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丹尾一〇	東金市丹尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木五	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木六	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木七	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木八	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木九	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

木原一五	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一四	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一三	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一二	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一一	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一〇	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原九	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原八	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原七	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原六	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原五	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木一五	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木一四	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木一三	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木一二	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木一一	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木一〇	山武市大木及び木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

木原一六	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一七	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一八	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原一九	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原二〇	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原二一	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木原二二	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷二七	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷二八	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷二九	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三〇	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三一	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三二	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三三	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三四	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三五	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三六	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三七	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

池田六	池田五	養安寺一	餅木六	南玉八	南玉七	南玉六	南玉五	南玉四	大竹三	大竹二	大竹一	小西八	小西七	金谷郷三八
大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田及び千葉市緑区小食土町の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市養安寺及び季美の森南四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市餅木の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市南玉及び金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市南玉及び大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市大竹及び南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市小西及び季美の森南五丁目及び季美の森南三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市小西、餅木、季美の森南五丁目及び季美の森南三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
池田七	池田八	池田九	池田一〇	池田一一	池田一二	池田一三	池田一四	池田一五	池田一	池田二	池田三	池田四	池田五	池田六
大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田及び千葉市緑区土気町の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田及び千葉市緑区土気町の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
池田一八	池田一七	池田一六	池田一五	池田一四	池田一三	池田一二	池田一一	池田一〇	池田九	池田八	池田七	池田六	池田五	池田四
次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町池田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

台一一	山武郡横芝光町台及び傍示戸の区域の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台一〇	山武郡横芝光町台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新井七	山武郡横芝光町新井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新井六	山武郡横芝光町新井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新井五	山武郡横芝光町新井及び宝米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小川台三	山武郡横芝光町小川台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小川台二	山武郡横芝光町小川台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小川台一	山武郡横芝光町小川台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
傍示戸四	山武郡横芝光町傍示戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
傍示戸三	山武郡横芝光町傍示戸及び富下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二又六	山武郡横芝光町二又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
虫生四	山武郡横芝光町虫生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小田部八	山武郡横芝光町小田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小田部七	山武郡横芝光町小田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
篠本二二	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
篠本二一	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
篠本二〇	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
篠本一九	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

<p>千葉県告示第百三十三号</p> <p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）</p>		<p>一 指定に係る区域</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安食台	印旛郡栄町安食台三丁目及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
安食五	印旛郡栄町安食及び安食台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安食台	印旛郡栄町安食台及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
安食五	印旛郡栄町安食及び安食台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）</p>		<p>二 指定の解除に係る区域</p>
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安食台	印旛郡栄町安食台及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
安食五	印旛郡栄町安食及び安食台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
母子四	山武郡横芝光町母子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
母子五	山武郡横芝光町母子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 なお、同項の規定により平成二十四年千葉県告示第三百五十一号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。
 令和六年三月二十九日

一 指定に係る区域

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千田一八	長生郡長南町千田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）
 二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千田一八	長生郡長南町千田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第七百四十四号（土砂災害特別警戒区域の指定）及び令和三年千葉県告示第三百二十二号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。
 令和六年三月二十九日

一 指定に係る区域

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

富岡町三	千葉県緑区富岡町及びおゆみ野南四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桑納三	八千代市桑納及び島田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）
 二 指定の解除に係る区域

富岡町三	千葉県緑区富岡町及びおゆみ野南四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桑納三	八千代市桑納の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稻荷台一	佐倉市稻荷台四丁目、白井台及び稻荷台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

江原台二	江原台一	下根五	白井田一九	白井田一八	白井田一七	白井田一六	白井田一五	白井田一二	白井台一一	白井台一〇	白井一六	稲荷台二		
域 佐倉市江原台二丁目 の区域のうち、次の 図面に示す区域	佐倉市江原台二丁目 及び角来の区域のうち、 次の図面に示す区域	佐倉市下根及び下根 町の区域のうち、次の 図面に示す区域	佐倉市白井田の区域 のうち、次の図面に示 す区域	佐倉市白井田の区域 のうち、次の図面に示 す区域	佐倉市白井田の区域 のうち、次の図面に示 す区域	佐倉市白井田、江原 台二丁目及び角来の区 域のうち、次の図面に 示す区域	佐倉市白井田、染井 野二丁目及び白井の区 域のうち、次の図面に 示す区域	佐倉市白井台及び稲 荷台三丁目区域のう ち、次の図面に示す区 域	佐倉市白井台及び白 井の区域のうち、次の 図面に示す区域	佐倉市白井の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市白井の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市稲荷台四丁目 及び白井台の区域のう ち、次の図面に示す区 域		
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり		
萩山新田六	土浮一〇	土浮九	山崎六	山崎五	山崎四	飯野八	角来七	角来六	角来五	岩名一五	岩名一四	岩名一三	岩名一二	岩名一一
佐倉市萩山新田の区 域のうち、次の図面に 示す区域	佐倉市土浮の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市土浮の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市山崎の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市山崎の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市山崎の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市飯野の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市角来及び江原 の区域のうち、次の図 面に示す区域	佐倉市角来の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市角来、江原、 白井田及び白井の区域 のうち、次の図面に示 す区域	佐倉市岩名及び飯野 の区域のうち、次の図 面に示す区域	佐倉市岩名の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市岩名及び宮前 二丁目の区域のうち、 次の図面に示す区域	佐倉市岩名の区域の うち、次の図面に示す 区域	佐倉市岩名及び宮前 一丁目の区域のうち、 次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

飯野町三	佐倉市飯野町及び土浮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笠神一〇	印西市笠神の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笠神一一	印西市笠神の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笠神一二	印西市笠神の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林二三	印西市小林及び小林浅間三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林二四	印西市小林及び小林浅間二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林二五	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林二六	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
物木五	印西市物木及び小林大門下三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
別所一	印西市別所及び竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
別所二	印西市別所の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋七	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋八	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋九	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一〇	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一一	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一二	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一三	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一四	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一五	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一六	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一七	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一八	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹袋一九	印西市竹袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中根二〇	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中根二一	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中根二二	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中根二三	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中根二四	印西市中根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食一一	印旛郡栄町安食及び安食台六丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食一二	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食一三	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

〔次の図面〕は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置

安食一四	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食一五	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食一六	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食一七	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食台二	印旛郡栄町安食台五丁目、安食及び安食台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食台三	印旛郡栄町安食台五丁目及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直八	印旛郡栄町酒直及び酒直台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直九	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直一〇	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直一一	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直一二	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直一三	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
須賀八	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
須賀九	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北一	印旛郡栄町北の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和六年三月二十九日
 千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
山田一六	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田一七	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田一八	東金市山田及び季美の森東一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田一九	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田二〇	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田二一	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田二二	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田二三	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田二四	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田二五	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山田二六	東金市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

木原一七	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
木原一八	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
木原一九	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
木原二〇	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
木原二一	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
木原二二	山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷二七	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷二八	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷二九	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三〇	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三一	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三二	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三三	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三五	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三六	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三七	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三八	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小西七	大網白里市小西、餅木、季	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小西八	美の森南五丁目及び季美の森南三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大竹一	大網白里市小西及び季美の森南五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大竹二	大網白里市大竹及び南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大竹三	大網白里市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南玉四	大網白里市南玉及び大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南玉五	大網白里市南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南玉六	大網白里市南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南玉七	大網白里市南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南玉八	大網白里市南玉及び金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
餅木六	大網白里市餅木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺一	大網白里市養安寺及び季美の森南四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田五	大網白里市池田及び千葉市緑区小食土町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田六	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

池田七	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田八	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田九	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田一〇	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田一一	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田一二	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田一三	大網白里市池田及び千葉市緑区土気町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田一四	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池田一五	大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本一二	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本一三	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本一五	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本一六	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本一七	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本一八	山武郡横芝光町篠本の区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

篠本一九	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本二〇	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本二一	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
篠本二二	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小田部七	山武郡横芝光町小田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小田部八	山武郡横芝光町小田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
虫生四	山武郡横芝光町虫生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
二又六	山武郡横芝光町二又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
傍示戸三	山武郡横芝光町傍示戸及び富下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
傍示戸四	山武郡横芝光町傍示戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小川台一	山武郡横芝光町小川台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小川台二	山武郡横芝光町小川台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小川台三	山武郡横芝光町小川台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新井五	山武郡横芝光町新井及び宝米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新井六	山武郡横芝光町新井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新井七	山武郡横芝光町新井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台一〇	山武郡横芝光町台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台一一	山武郡横芝光町台及び傍示戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
母子四	山武郡横芝光町母子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
母子五	山武郡横芝光町母子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備えて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 なお、同項の規定により平成二十七年千葉県告示第二百四十一号(土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。
 令和六年三月二十九日

指定に係る区域	千葉県知事 熊谷 俊人		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
安食台	印旛郡栄町安食台三丁目及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食五	印旛郡栄町安食及び安食台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて縦覧に供する。)

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
安食台	印旛郡栄町安食台及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
安食五	印旛郡栄町安食及び安食台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 なお、同項の規定により平成二十四年千葉県告示第三百五十六号(土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和六年三月二十九日

指定に係る区域

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
千田一八	長生郡長南町千田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
千田一八	長生郡長南町千田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、平成二十二年千葉県告示第七百四十四号（土砂災害特別警戒区域の指定）、平成二十三年千葉県告示第五百五十三号（土砂災害特別警戒区域の指定）、令和二年千葉県告示第六百二十三号（土砂災害特別警戒区域の指定）及び令和二年千葉県告示第六百七十六号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃
-------	-------	---------------------	----------------------------------

加曾利町六

千葉県市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

に関する事項

誉田町

千葉県市緑区誉田町三丁目及び市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

花咲

習志野市花咲二丁目及び本大久保四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

桑納

八千代市桑納の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、平成二十五年千葉県告示第二十三号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
宮崎町二	千葉市中央区宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、四街

道市物井新田土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 組合の名称
四街道市物井新田土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
四街道市物井八四八番地
- 三 設立認可の年月日
平成二十一年十月六日
- 四 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成二十一年十月六日から令和六年三月三十一日まで
変更後 平成二十一年十月六日から令和七年三月三十一日まで
変更認可の年月日
令和六年三月二十九日

千葉県告示第二百四十二号

千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）第十四条の十二の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 名称
千葉県立長生の森公園
 - 二 位置
茂原市庄吉字内山、字十石谷及び字日倉の各地内
 - 三 変更に係る区域
別紙図面のとおり
 - 四 供用開始の期日
令和六年四月一日
- 「別紙図面」は省略し、変更に係る関係図書は、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課及び長生土木事務所において縦覧に供する。

千葉県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、千葉都市計画公園事業を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
千葉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
千葉都市計画公園事業五・五・一号千葉公園
- 三 事業施行期間
令和六年三月二十九日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 千葉市中央区弁天三丁目地内
使用の部分 千葉市中央区弁天三丁目地内

千葉県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
千葉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
千葉都市計画下水道事業千葉市第一号公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和十一年十二月二十三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
千葉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
千葉都市計画下水道事業千葉市第二号公共下水道

<p>三 事業施行期間 昭和四十四年十二月二十五日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>千葉県告示第二百四十八号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>千葉県告示第二百四十六号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p> <p>一 施行者の名称 千葉県</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 千葉都市計画下水道事業千葉市第三号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十八年三月二十三日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>千葉県告示第二百四十九号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、木更津都市計 画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>千葉県告示第二百四十七号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画 下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月二十九日</p> <p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第六号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成二十三年三月二十九日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>一 施行者の名称 木更津市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 木更津都市計画下水道事業木更津市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十八年十月二十三日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 昭和四十八年千葉県告示第八百二十二号、昭和五十三年千葉県告示第十一 号、昭和五十五年千葉県告示第二百二十号、昭和五十九年千葉県告示第三 百六十号、昭和六十年千葉県告示第三百八十六号、昭和六十二年千葉県告 示第三百三十三号、昭和六十三年千葉県告示第七百八十八号、平成二年千葉県 告示第八百七十二号、平成七年千葉県告示第六百七十五号、平成十年千葉 県告示第九百七十五号、平成十三年千葉県告示第八百二十二号、平成十八年 千葉県告示第三百八十三号、平成二十年千葉県告示第六百四十四号、平成 二十一年千葉県告示第六百七十七号、平成二十四年千葉県告示第二百五十</p>

二号、平成二十六年千葉県告示第六百五十一号及び平成三十年千葉県告示第四百七十二号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一) 木更津市真舟三丁目、真舟四丁目及び真舟五丁目の全部の区域

(二) 木更津市真舟一丁目、真舟二丁目及び請西字千束地内

千葉県告示第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、佐倉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
佐倉市

二 都市計画事業の種類及び名称
佐倉都市計画下水道事業佐倉市第一号公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十七年二月四日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 昭和四十七年千葉県告示第九十二号、昭和四十九年千葉県告示第三百五十八号、昭和五十一年千葉県告示第四百七号、昭和五十二年千葉県告示第四百二十五号、昭和五十四年千葉県告示第二百八十七号、昭和五十七年千葉県告示第二百二十五号、昭和五十八年千葉県告示第三百九号、昭和六十年千葉県告示第三百二十八号、昭和六十二年千葉県告示第七百八号、昭和六十二年千葉県告示第七百七号、昭和六十二年千葉県告示第七百六号、平成三年千葉県告示第八百六十七号、平成五年千葉県告示第八百八十五号、平成八年千葉県告示第三百十三号、平成十三年千葉県告示第六百八十八号、平成十五年千葉県告示第二百二十号、平成十五年千葉県告示第七百八号、平成十八年千葉県告示第四百二号、平成二十三年千葉県告示第二百七十三号、平成二十七年千葉県告示第七百八十五号及び平成三十一年千葉県告示第一百一号の事業地に佐倉市上志津字前橋の一部の区域を加えた区域

使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、習志野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
習志野市

二 都市計画事業の種類及び名称
習志野都市計画下水道事業習志野市第一号公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十二年十二月二十八日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 昭和四十二年建設省告示第四千五百五十八号、昭和四十七年千葉県告示第二百四十四号、昭和四十八年千葉県告示第五百五十九号、昭和五十三年千葉県告示第九百八十七号、昭和六十一年千葉県告示第二百九十三号、昭和六十二年千葉県告示第三百三十九号、平成二年千葉県告示第九号、平成六年千葉県告示第二百五号、平成八年千葉県告示第九十二号、平成十二年千葉県告示第三百二十五号、平成十八年千葉県告示第四百三十三号、平成十九年千葉県告示第四百十号、平成二十三年千葉県告示第七百七十二号、平成二十七年千葉県告示第六百四十二号及び平成三十一年千葉県告示第二百二号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。

習志野市鷺沼三丁目、鷺沼四丁目及び鷺沼五丁目並びに鷺沼台三丁目及び鷺沼台四丁目地内

千葉県告示第二百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、習志野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
習志野市

二 都市計画事業の種類及び名称
習志野都市計画下水道事業習志野市第二号公共下水道

三 事業施行期間
昭和六十三年一月二十二日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八千代都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

八千代市

二 都市計画事業の種類及び名称

八千代都市計画下水道事業八千代市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年八月十一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 昭和四十七年千葉県告示第五百七十号、昭和四十八年千葉県告示第八百七十八号、昭和五十年千葉県告示第三百十三号、昭和五十四年千葉県告示第二百八十八号、昭和五十四年千葉県告示第九百九十四号、昭和五十五年千葉県告示第七百号、昭和五十八年千葉県告示第三百十五号、昭和六十一年千葉県告示第九百三十号、昭和六十二年千葉県告示第九百二十二号、昭和六十三年千葉県告示第六百六十一号、平成三年千葉県告示第六百五十五号、平成五年千葉県告示第三百五十四号、平成八年千葉県告示第四百十二号、平成十三年千葉県告示第二百九十九号、平成十四年千葉県告示第六百十六号、平成十八年千葉県告示第三百八十五号、平成二十三年千葉県告示第二百七十八号、平成二十七年千葉県告示第七百二十二号及び平成三十一年千葉県告示第百二十二号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一) 八千代市萱田字谷津の一部の区域

(二) 八千代市大和田新田字ヲサル山及び天谷地内

千葉県告示第二百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

鎌ヶ谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

鎌ヶ谷都市計画下水道事業鎌ヶ谷市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年七月二十三日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

鎌ヶ谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

鎌ヶ谷都市計画下水道事業鎌ヶ谷市第二号公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十七日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、四街道都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

四街道市

二 都市計画事業の種類及び名称

四街道都市計画下水道事業四街道市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八街都市計画
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
八街市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
八街都市計画下水道事業八街市第一号公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和五十三年二月十七日から令和七年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、印西都市計画
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
白井市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
印西都市計画下水道事業白井市第二号公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和五十四年六月二十九日から令和七年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 昭和三十四年千葉県告示第五百四号、昭和三十八年千葉県告示第四百十
三号、平成五年千葉県告示第三百十七号、平成七年千葉県告示第八百五十
号、平成十三年千葉県告示第三百三十三号、平成十四年千葉県告示第四百二十
四号、平成十八年千葉県告示第三百八十六号、平成二十三年千葉県告示第
二百八十八号、平成二十六年千葉県告示第四百八十七号及び平成三十年千
葉県告示第四百八十七号の事業地のうち白井市大字根字大山、字大松、字
木戸前及び字笹塚地内において事業地を変更する。

千葉県告示第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、成田都市計画
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
富里市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
成田都市計画下水道事業富里市第一号公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和五十六年六月二日から令和七年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、佐倉都市計画
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
印旛郡酒々井町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
佐倉都市計画下水道事業酒々井町第一号公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和四十八年二月二十三日から令和七年三月三十一日まで

- 四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 昭和三十八年千葉県告示第四百四十八号、昭和三十九年千葉県告示第七百六
号、昭和三十四年千葉県告示第百十八号、昭和三十六年千葉県告示第千二
百三十五号、昭和三十七年千葉県告示第六百九十五号、昭和三十九年千葉県
告示第百三十三号、昭和三十二年千葉県告示第千七十八号、平成六年千
葉県告示第三百九十六号、平成八年千葉県告示第百九十二号、平成十三
年千葉県告示第三百二二号、平成十六年千葉県告示第百六十一号、平成二
十年千葉県告示第百八十六号、平成二十三年千葉県告示第百九十一
号、平成二十七年千葉県告示第七百二十五号、平成二十九年千葉県告示第

二百八十七号及び平成三十一年千葉県告示第百十三号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。
 印旛郡酒々井町下岩橋字松ケ下、字中尾余、字半仲及び字桐木、柏木字桐ノ木及び字谷津下並びに上岩橋字宝亀、字広田、字大崎台及び字宇坪地内

千葉県告示第百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により、総合的見地からした設計によって一定の一団の土地の区域内において建築等をする建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。
 その認定に係る建築基準法第八十六条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所は、次のとおりである。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 対象区域

印西市鹿黒南二丁目二番五、二番八及び二番九

二 対象区域等を縦覧に供する場所

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第四号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第四条第一項の規定により、次に掲げる有形文化財を千葉県指定有形文化財として指定する。

令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

名称	員数	所有者	所在地
千手院石造宝篋印塔	一基	安東区	館山市安東字南鴻ヶ巣五〇四番
石造千手観音菩薩坐像	一躯	安東区	館山市安東字南鴻ヶ巣五〇四番
附 石造不動明王立像	一躯		
石造毘沙門天立像	一躯	安東区	館山市安東字南鴻ヶ巣五〇四番
石造地藏菩薩坐像	一躯	安東区	館山市安東字南鴻ヶ巣五〇四番
宮内井戸作遺跡出土品	二〇二点	佐倉市	佐倉市宮小路町二七番一（宮小路倉庫）

蓮華形柄香炉	一柄	宗教法人 小網寺	館山市館山三五一番地の二（館山市立博物館）
--------	----	----------	-----------------------

千葉県教育委員会告示第五号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第十九条の二第一項の規定により、次に掲げる有形文化財を千葉県登録有形文化財として登録した。

令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

名称	員数	所有者	所在地
千葉県立安房高等学校旧管理棟（無弦館）	一棟	千葉県	館山市八幡三八五番
成田市立三里塚小学校赤煉瓦門（旧陸軍鉄道大隊駐屯地門）	一基	成田市	成田市本三里塚字本町一五三番一
鏡忍寺墓股（武志伊八郎信由関連作品）	二二点	宗教法人 鏡忍寺	鴨川市広場一、四一三番地
鏡忍寺力士像（武志伊八郎信由関連作品）	一对	宗教法人 鏡忍寺	鴨川市広場一、四一三番地
心巖寺欄間「竜」（武志伊八郎信由関連作品）	一对	宗教法人 心巖寺	鴨川市貝渚二、〇〇二番地一
心巖寺木鼻「象」（武志伊八郎信由関連作品）	一对	宗教法人 心巖寺	鴨川市貝渚二、〇〇二番地一
大山寺俱利伽羅竜（武志伊八郎信由関連作品）	一点	宗教法人 大山寺	鴨川市平塚一、七一八番地一

千葉県教育委員会告示第六号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第三十二条の三第一項の規定により、次に掲げる無形民俗文化財を千葉県登録無形民俗文化財として登録した。

令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

カインソウの食習俗	保持団体	千葉県
-----------	------	-----

教育委員会教育長告示

千葉県教育委員会教育長告示第一号

千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号)第五条第三項の規定により、次に掲げる千葉県指定有形文化財の指定は解除された。

令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

名称	指 定 告 示	解 除 年 月 日
小網寺鑄銅密教法具 五鈷鈴 五鈷杵 独鈷杵 金剛盤 花 瓶 羯磨 輪 宝 羯磨台 四 槩 附 蓮華形柄香炉	昭和四十一年千葉県教育委員会告示第二号、昭和五十四年千葉県教育委員会告示第一号及び昭和五十四年千葉県教育委員会告示第三号	令和五年六月二十七日

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項(条例の制定又は改廃の請求)及び第七十五条第一項(監査の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項(議会の解散の請求)、第八十一条第一項(長の解職の請求)及び第八十六条第一項(副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項(議員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、それぞれ次のとおりである。

令和六年三月二十九日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊 地 秀 樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の

総数の五十分の一の数 一〇五、二七五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五七、九六九人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区	一六、四六六人
千葉市中央区選挙区	五九、六八五人
千葉市花見川区選挙区	四九、八一四人
千葉市稲毛区選挙区	四三、九七一人
千葉市若葉区選挙区	四一、三六九人
千葉市緑区選挙区	三五、六六六人
千葉市美浜区選挙区	四一、一六二人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	一九、五六七人
館山市選挙区	一一、八八八人
木更津市選挙区	三七、七三一人
野田市選挙区	四二、八八八人
茂原市選挙区	二四、九二九人
成田市選挙区	三五、一六六人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五三、八八二人
東金市選挙区	一六、〇六六人
旭市選挙区	一七、五六九人
習志野市選挙区	四八、二七八人
柏市選挙区	一一九、七九四人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	一九、五六八人
市原市選挙区	七五、七九九人
流山市選挙区	五五、九九五人
八千代市選挙区	五六、一八六人
我孫子市選挙区	三七、三一六人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二一、二八九人
鎌ヶ谷市選挙区	三〇、九二六人
君津市選挙区	二三、一七七人
富津市選挙区	一一、〇七七人
浦安市選挙区	四七、四四二人

四街道市選挙区	二六、一一五人
袖ヶ浦市選挙区	一八、〇九四人
八街市選挙区	一八、八五六人
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、八三五人
白井市選挙区	一七、一六五人
富里市選挙区	一三、四五〇人
匝瑳市選挙区	九、七一八人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二六、〇二五人
山武市・山武郡選挙区	二六、四一六人
大網白里市選挙区	一三、八一三人

四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

市川市選挙区	一三四、九四九人
船橋市選挙区	一五五、九七八人
松戸市選挙区	一三五、八〇四人

公 安 委 員 会 告 示

千葉県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和6年3月29日

千葉県公安委員長 佐久間 英 利

1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習

2 講習の期日及び時間
令和6年6月4日（火曜日）から13日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階

4 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限

る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者

(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講定員
50人

6 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

(1) 受講申込手続
ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等
令和6年4月22日（月曜日）から26日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講者決定通知
受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等
ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署

<p>へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和6年5月13日(月曜日)から17日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4 (1) に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 47,000円</p> <p>イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p> <p>千葉県公安委員会告示第13号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和6年3月29日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和6年6月10日(月曜日)から13日(木曜日)までの午前9時から午後5時まで</p>	<p>で</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 カンライト7階</p> <p>4 受講対象者 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 10人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p>
--	--

イ 受講申込票受付期間等
令和6年4月22日(月曜日)から26日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和6年5月13日(月曜日)から17日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4 (4) に該当する者

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

23,000円

イ 納入方法

受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年三月二十九日から七月二十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十九日から七月二十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

富里セントラルガーデン

富里市七栄字獅子穴六四九番地五五ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ナリタヤ 代表取締役 菊川一平ほか

3 変更前の大規模小売店舗の名称

富里セントラルガーデンナリタヤ富里店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

富里セントラルガーデン

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ナリタヤ 代表取締役 菊川一平

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ナリタヤ 代表取締役 菊川一平ほか

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ナリタヤ 代表取締役 菊川一平

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ナリタヤ 代表取締役 菊川一平ほか

9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

印旛郡栄町安食二、一七〇番地一ほか

印旛郡栄町安食二、一七〇番地一ほか

印旛郡栄町安食二、一七〇番地一ほか

9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

令和六年一月二十四日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和六年三月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

平成二十六年十一月一日

二 届出年月日

令和六年三月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年三月二十九日から七月二十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十九日から七月二十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

富里セントラルガーデン

富里市七栄字獅子穴六四九番地五五ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ナリタヤ 代表取締役 菊川一平ほか

印旛郡栄町安食二、一七〇番地一ほか

3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、三二四平方メートル

4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、一八〇平方メートル

5 変更前の駐車場の収容台数

九八台

6 変更後の駐車場の収容台数

一四六台

7 変更前の駐輪場の位置及び収容台数

六六台

8 変更後の駐輪場の位置及び収容台数

九一台

9 変更前の荷さばき施設の位置及び面積

一九五平方メートル

10 変更後の荷さばき施設の位置及び面積

二二一平方メートル

11 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

九立方メートル

12 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一六立方メートル

13 変更前の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時（年間三十日に限り午前八時）、閉店時刻は午後九時四十五分

14 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分（有限会社エフジェイケーについては、午後六時）

15 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分（年間三十日に限り午前七時三十分）から午後十時

16 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

17 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

変更年月日

18 変更年月日

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和六年十一月二日

(二) 駐車場の収容台数

令和六年十一月二日

(三) 駐輪場の位置及び収容台数

平成二十六年七月十日及び令和六年十一月二日

(四) 荷さばき施設の位置及び面積

令和六年十一月二日

(五) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和六年十一月二日

(六) 開店時刻及び閉店時刻

令和六年十一月二日

(七) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

令和六年十一月二日

(八) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成二十六年十一月一日及び令和六年十一月二日

二 届出年月日

令和六年三月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査のうち法第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を次のとおり定めた。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 申請及び請求(以下「申請等」という。)の時期

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

二 申請等の方法

1 郵送による方法

(一) 申請書類等の提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部建設・不動産業課

(二) 申請書類等

(1) 経営規模等評価の申請

経営規模等評価申請書(規則別記様式第二十五号の十四)に工事経歴書(規則別記様式第二号)を添付するほか、知事が必要と認める資料として説明書で指定する書類を添付するものとする。

(2) 総合評定値の請求

総合評定値請求書(規則別記様式第二十五号の十四)に経営状況分析結果通知書(規則別記様式第二十五号の十三)を添付するものとする。

2 電子による方法

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(以下「JCIP」という。)によるものとする。

三 申請等の用紙及び説明書の入手方法

千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページ(https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keijijikou/index.html)からのダウンロード等によるものとする。

四 手数料

1 経営規模等評価手数料

八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値通知手数料

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

五 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、申請者及び請求者宛て郵送又はJCIPにより通知する。

六 この公告に関する問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三(二二三)三一三三

都市計画高度利用地区の関係図書の縦覧

令和六年三月二十九日市川市の変更に係る市川都市計画高度利用地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和六年三月二十九日市川市の決定に係る市川都市計画地区計画本八幡駅北口駅前地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、野田市関宿台町東土地区画整理組合から次のとおり改選による理事の氏名及び住所の届出があった。

令和六年三月二十九日

相塚 恒雄	野田市関宿台町二、六八一番地一	千葉県知事	熊谷 俊人
青木 圀雄	〃 〃 二、五五七番地三		
邑樂 等	〃 〃 一、六三九番地		

小島一男	二、七二九番地
小島博	二、五四〇番地
後藤茂雄	二、〇九五番地
篠崎昇	六、四七四番地
杉本博	二、一一五番地
寺島貞吉	三六番地三
野口昌雄	三一三番地
濱野栄一	二、五八五番地
藤谷栄一	関宿江戸町四八番地
宮田繁	関宿台町二七九番地

都市計画第一種市街地再開発事業の関係図書の縦覧

令和六年三月二十九日市川市の決定に係る市川都市計画第一種市街地再開発事業本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

教育委員会教育長公告

公立学校教員採用候補者選考の実施

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十一条の規定により、令和七年度千葉県公立学校教員採用候補者選考を次のとおり実施する。

令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子

選考区分		職	
一般選考及び特例選考	小学校の教諭等	技術	技術、技術又は家庭及びこれら以外の教科のうちいずれか一の教科
	中学校の教諭等	美術	美術、技術又は家庭及びこれら以外の教科のうちいずれか一の教科
	中学校又は高等学校の教諭等	国語	社会（地理歴史 公民） 数学 理科 音楽
	高等学校の教諭等	美術	保健体育 家庭 英語
	高等学校の教諭等	書道	情報 農業（園芸 畜産 食品製造） 工業（機械 電気 工業化学 建設） 商業 水産（航海 機械 食品） 福祉

特別選考	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校の教諭等	養護教諭
等	高等学校の教諭	家庭 情報 水産（航海 機関） 看護 福祉		

注

- 1 教諭等とは、教諭及び任用の期限を付さない常勤の講師をいう。
 - 2 日本国籍を有しない者を任用するに当たっては、任用の期限を付さない常勤の講師とする。
- 二 志願者の資格
- 1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号のいずれにも該当しない者であること並びに平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告（心身耗弱を原因とするものを除く。）を受けている者でないこと。
 - 2 志願する職及び教科に相当する普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。ただし、実習に係る免許状を除く。）を有する者又は令和七年三月三十一日までにこれを取得する見込みの者であること。
 - 3 昭和四十年四月二日以降に生まれた者であること。
 - 4 ちば夢チャレンジ特別選考については、別に指定する資格に該当する者であること。
 - 5 特例選考及び特別選考については、別に指定する要件に該当する者であること。
- 三 選考期日
令和六年七月七日（日曜日）
- 四 選考場所
日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）、千葉県総合教育センター若しくは千葉県内の公立高等学校又は岩手県盛岡市内の国立大学、愛知県名古屋市内の私立大学若しくは兵庫県内の私立大学（志願者には別途指示する。）
- 五 志願手続
- 1 電子申請による志願
千葉県のホームページからインターネットにより申し込むこと。令和六年四月一日（月曜日）午前九時から五月十日（金曜日）午後五時までの間に受信したものに限り受け付ける。
 - 2 資格を証明する書類の提出方法等

(一) 提出方法及び提出期間 郵送によるものとし、令和六年四月一日(月曜日)から五月十日(金曜日)までの消印があるものを有効とする。

(二) 提出先 千葉県教育庁教育振興部教職員課及び各教育事務所並びに千葉市教育委員会教育総務部教育職員課のうちから、志願する選考区分、職及び教科により別に指示する。

六 その他

1 選考の詳細については、別に実施要項が作成されるので参考にする事。

2 この選考について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班
電話〇四三(二二三)四〇四三・四〇四四

監 査 委 員 公 告

監査の結果に係る措置の内容の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	関 政 幸 憲
千葉県監査委員	岩 井 泰 憲

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定により、包括外部監査人松本達之から監査の結果に関する報告の提出があったので、別冊のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	関 政 幸 憲
千葉県監査委員	岩 井 泰 憲

包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、平成二十八年、令和三年及び令和四年の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	関 政 幸 憲
千葉県監査委員	岩 井 泰 憲

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月29日

千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 千葉県立高等学校実習船千潮丸定期検査工事及び一般修繕工事 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年8月2日まで
 - (4) 履行場所 請負者の施工場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
 (6) 館山駅から公共交通機関、自動車等を使用し3時間以内に到着できる位置に、トックヤード並びに入渠期間中の千潮丸乗組員、専攻科生及び指導教育の宿泊施設を有すること。
 (7) トックヤード内に総トン数499トン、長さ56.09メートル×幅9.50メートル×深さ（型）6.25/3.95メートルの船体を上架可能な施設設備を有すること。
 (8) 国際航海に従事するまぐろはえ縄漁業を行う漁船に対応できる技術、知識及び実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
 〒294-8505 館山市北条106番地 千葉県立館山総合高等学校本校舎 電話 0470(22)2242
 (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 令和6年3月29日から4月11日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
 イ 交付方法 1者につき1部を無料で交付する。なお、郵送、フラスミニ装置を用いた送信等による交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時 入札説明会は実施しない。

(5) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年5月8日午後1時
 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年5月8日午後1時

(6) 開札の日時及び場所 令和6年5月8日午後2時 千葉県立館山総合高等学校本校舎会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札保証金及び契約保証金
 ア 入札保証金 免除
 イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。
 (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県教育委員会教育長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和6年4月16日午後4時

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和6年4月16日午後4時

(イ) 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行できると千葉県教育委員会教育長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Periodical Survey and Repair Service of CHISHIO-MARU 1 Set
 (2) Time limit for tender: 1:00 p. m., 8 May, 2024
 (3) Contact point for the notice: Chiba Prefectural Tateyama Sogo High School, 106 Hojo, Tateyama-shi, Chiba Prefecture, 294-8505 Japan TEL 0470-22-2242

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年3月29日

千葉県企業局福増浄水場長 渡部 祐介

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①福増浄水場発生土収集運搬業務委託 予定数量 3,700トン ②千葉県企業局福増浄水場 市原市福増47番地 ③令和6年2月16日 ④丸徳興業株式会社 千葉県稲毛区轟町五丁目3番11号 ⑤32,747,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 八一四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八